

納入事業者の指定要件と提出書類

学校給食用物資登録業者の指定・登録は、次の要件を満たし、運営委員会が承認したものに対して行う。

要件の確認は申請書に必要な書類を添付し、これを確認することにより行う。

指 定 要 件	提 出 書 類
	新規の登録希望業者
① 市内に営業所等(個人の場合は住所)を有すること。 ただし、物資が市内で製造できないもの、調達困難なものは除く。	所在等を証明するもの (営業許可証の写しなど)
② 製造または販売を3年以上継続し常時事業を行っていること。 (3年に満たない場合は、市内に本社(個人の場合は住所)を有し、これまで相当量の類似実績が認められること。)	(1)法人の場合 ⇒直近3期分の法人税確定申告書(別表1, 4, 5の1, 5の2, 7, 16 の写しで税務署受付印のあるもの。 電子申告の場合は、申告書の他に電子申請等証明書の写しを添付。) (2)任意団体及び個人の場合 ⇒過去3年間の所得税等の申告書の写しなど、これを証明する書類
③ 市税等の滞納がないこと。	法人または代表者の鹿屋市に未納がない旨の証明書
④ 配達の従事者について、腸内細菌検査を4か月おきに年3回実施していること。	配達の従事者について直近4か月以内に行なった検査結果の写し
⑤ 証明書提出が指定された物資について、当該証明書が提出されていること。	物資規格で、証明書提出を指定している物資に係る当該証明書 ※大豆もやし、豆腐類、しょうゆ、みそ、白絞油 →遺伝子組み換え大豆を使用していないことの証明書
⑥ 米穀は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第47条に基づく販売の事業の届出を行っていること。 ただし、農林水産省令で定めるものを除く。	届出書の写し